

2 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は84.7%（令和2年調査 81.6%）となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は94.5%（同 93.3%）、「26%以上」とする企業割合は5.5%（同 4.5%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が20.0%、「300～999人」が13.7%、「100～299人」が8.6%、「30～99人」が3.1%となっている。（第14表）

第14表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				定めている	
			一律に定めている ¹⁾	時間外労働の割増賃金率階級		25%	26%以上	
				25%	26%以上			
令和3年調査計	100.0	93.8	84.7 (100.0)	(94.5)	(5.5)	8.2	6.2	
1,000人以上	100.0	99.0	86.9 (100.0)	(80.0)	(20.0)	11.8	1.0	
300～999人	100.0	97.6	85.1 (100.0)	(86.3)	(13.7)	11.5	2.4	
100～299人	100.0	96.0	86.8 (100.0)	(91.4)	(8.6)	8.7	4.0	
30～99人	100.0	92.5	83.9 (100.0)	(96.9)	(3.1)	7.6	7.5	
令和2年調査計	100.0	93.1	81.6 (100.0)	(93.3)	(4.5)	11.5	6.9	

注：1) () 内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は32.5%（令和2年調査 31.1%）となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は42.5%（同 37.2%）、「50%以上」とする企業割合は56.7%（同 60.1%）となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区分別にみると、「中小企業」が28.3%、「中小企業以外」が53.4%となっている。（第15表）

第15表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

企業規模・中小企業該当区分・年	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ¹⁾	定めている ²⁾³⁾	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級		定めている	
			25～49%	50%以上		
令和3年調査計	[93.8]	100.0	32.5 (100.0)	(42.5)	(56.7)	67.5
1,000人以上	[99.0]	100.0	84.4 (100.0)	(4.4)	(95.4)	15.6
300～999人	[97.6]	100.0	63.7 (100.0)	(12.3)	(87.2)	36.3
100～299人	[96.0]	100.0	36.7 (100.0)	(30.8)	(68.7)	63.3
30～99人	[92.5]	100.0	25.9 (100.0)	(60.3)	(38.6)	74.1
中小企業	[94.4]	100.0	28.3 (100.0)	(58.8)	(40.7)	71.7
中小企業以外	[92.4]	100.0	53.4 (100.0)	(-)	(99.6)	46.6
令和2年調査計	[93.1]	100.0	31.1 (100.0)	(37.2)	(60.1)	68.9

注：1) [] 内の数値は、全企業に対する「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業割合である。

2)「定めている」には、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

3) () 内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。